

千葉市建築紛争調停委員会の運営に関する要領

(要旨)

第1条 この要領は、千葉市中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例（以下「条例」という。）施行規則（平成7年12月千葉市規則第70号）第27条の規定に基づき、千葉市建築紛争調停委員会（以下「調停委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員の組織)

第2条 条例第11条第3項に定める、法律、建築又は環境等の分野に関し学識経験を有する者その他市長が適当と認める者とは、次に掲げる者とする。

- (1) 弁護士の資格を有する者
- (2) 法律、建築、都市計画、環境衛生等に関し学識経験を有する者又は行政経験を有する者
- (3) 県内在住、在勤者で紛争調整や市民相談の経験を有する者

(委員の禁止事項)

第3条 委員は、次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 委員の身分を利用して委員会に付託された調停に係らない紛争に関与し、又はこれを処理すること。
- (2) 職務上知り得た秘密を漏らすこと、又その職を退いた後も、同様とする。
- (3) その他調停委員としてふさわしくない行為を行うこと。

(委員の責務)

第4条 委員は、調停に当たっては迅速かつ公正な解決が図れるように努めなければならない。

(委員の解職)

第5条 市長は、委員が次の各号の一に該当する場合は、その職を解くことができる。

- (1) 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認めた場合
- (2) 第3条各号の一に該当する行為を行った場合

(調停委員会の会議)

第6条 条例第11条第1項の市長の諮問に対する審議の表決は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(委員長及び副委員長の任期)

第7条 委員長及び副委員長の任期は、その委員の委嘱期間とする。

(小委員会)

第8条 調停小委員会（以下「小委員会」という。）の委員は、自己又は4親等内の血族若しくは3親等内の姻族に利害関係がある紛争の調停を行うことができない。

2 小委員会は、小委員会の互選により主任委員を定め、主任委員の指揮により調停を行うものとする。

(小委員会の会議)

第9条 小委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 小委員会は委員の全員の出席により、調停を行う。
- 3 条例第15条の調停前の措置の勧告及び条例第17条第1項の調停の打切りは、小委員会の出席委員の過半数でこれを決す。

(調停日時及び会場等)

第10条 調停は、千葉市の開庁日、開庁時間内に市庁舎内建築紛争調停委員会室において行う。

- 2 調停の期間は2か月以内を目途とする。

(調停終了の報告)

第11条 条例第19条の委員会に対する報告は、調停終了後開催される最初の調停委員会において主任委員により行うものとする。

- 2 条例第19条第1項の市長に対する報告は、建築紛争調停報告書により調停終了後速やかに行わなければならない。

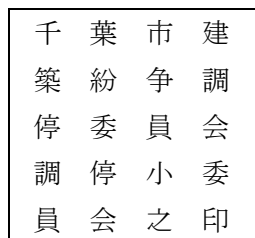
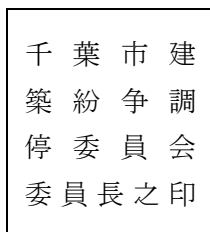
(公印)

第12条 調停委員会委員長及び調停小委員会の公印の名称、寸法、書体、使用範囲、管守者、個数及びひな型は、次のとおりとする。

名 称	寸法 mm 書体	使用範囲	管守者	個数
千葉市建築紛争調停委員会委員長之印	方24 古印体	調停委員会委員長名をもってする文書	建築指導課 長	1
千葉市建築紛争調停委員会調停小委員会之印	方24 古印体	調停委員会委員長名をもってする文書	建築指導課 長	1

ひな型

ひな型



(庶務)

第13条 この要領の実施に関する事務は、都市局建築部建築指導課において処理する。

(雑則)

第 14 条 この要領に定めるもののほか、調停委員会の運営について必要な事項は、調停委員長が定める。

附 則

この要領は、平成 8 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要領は、平成 3 1 年 2 月 6 日から施行する。